経政総第64号

令和４年２月21日

関係団体代表者　各位

静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症感染者及び濃厚接触者の職場復帰時の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別な御支援と御協力をいただきありがとうございます。

現在、新規感染者数は高止まりの状況にあり、相当数の感染者と濃厚接触者が毎日生じている状況で、各事業所におかれましても感染者及び濃厚接触者の発生により事業継続に苦心されていることと思われます。

このため、国においては、オミクロン株の特性を踏まえ、濃厚接触者の待機期間の短縮を随時行っているところであります。

この感染者及び濃厚接触者が定められた隔離期間及び待機期間を満了し、職場復帰する場合には、ＰＣＲ検査などの検査実施や陰性証明は不要であります。しかし一部の事業者において、従業員に対し、検査実施や陰性証明を求めているとの問い合わせが県民の皆様から県に寄せられております。

職場復帰に際しての検査や陰性証明の発行を保健所が行うことはなく、また、医療機関等の負担にもなっております。

従業員が職場に円滑に復帰し、事業継続に資するためにも、検査実施や陰性証明を求めることについては、差し控えいただくようお願いします。

貴団体の下部組織、関連団体・事業者等の皆様に対しまして、周知いただけますようお願いします。

担　　当　政策管理局総務課

電話番号　054-221-2604